

## 平成18年度箕面市普通会計決算の概要

平成18年度普通会計決算の分析が終了しましたので、その概要についてお知らせします。

### 決算の規模

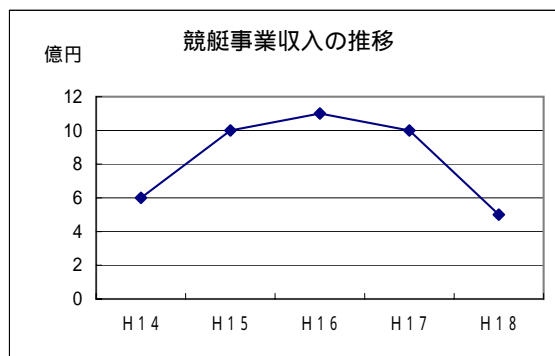
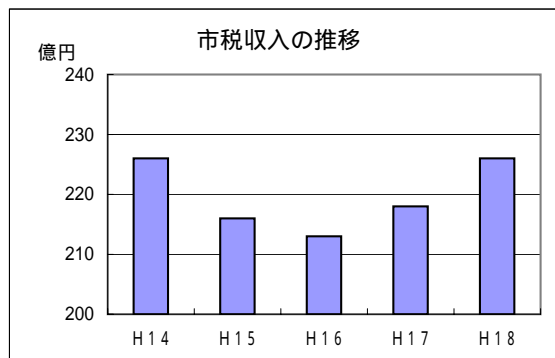
平成18年度の普通会計決算額は、歳入402億6百万円、歳出386億60百万円で、前年度と比べて歳入で20億15百万円(4.8%)の減、歳出で22億78百万円(5.6%)の減となりました。

この主な要因は、歳入においては、前年度に続き市税収入が、税制改正などによって7億87百万円(+3.6%)の増となったものの、三位一体の改革における補助金の一般財源化等で、国庫支出金が3億98百万円(12.9%)の減となったことのほか、市債の発行が16億35百万円(48.4%)の減となったこと等によるものです。

歳出においては、人件費で退職手当の増が職員給の減を上回り、1億80百万円(+1.8%)の増となったものの、公債費が減少したことや、普通建設事業で公共用地先行取得事業が皆減となったこと、土地開発公社貸付金が大幅に減となったこと等によるものです。

なお、競艇事業収入については、前年度と比べて5億円(50.0%)減の5億円となりました。

上記の結果から、歳入から歳出と翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は1億79百万円(+17.1%)の増で12億22百万円となりました。



### 歳入・歳出決算額

(単位：百万円、%)

歳入の状況			歳出の状況(性質別)			
区分	金額	対前年度増減率	区分	金額	対前年度増減率	主な経費
市税	22,550	3.6	義務的経費	18,917	0.8	
地方譲与税	738	0.6	人件費	10,413	1.8	・職員給 7,226 ・退職手当 1,042
各種交付金	1,816	1.4	扶助費	4,165	4.0	・生活保護 1,353 ・児童手当 617
地方特例交付金	777	16.7	公債費	4,339	4.2	・元金償還 3,660 ・利子償還 679
地方交付税	108	17.0	投資的経費	3,335	22.9	
国庫支出金	2,678	12.9	普通建設事業費	3,335	22.9	・文化・交流センター等整備 439
府支出金	1,558	0.3	災害復旧事業費	0	0.0	
使用料・手数料	962	10.0	その他の経費	16,408	8.1	
財産収入	134	19.3	物件費	6,436	2.4	・臨時職員雇用 388
繰入金	2,862	94.7	補助費等	3,292	3.0	・病院会計繰出 874 ・下水会計繰出 469
繰越金	684	17.3	維持補修費	390	16.6	・ごみ処理施設 156
諸収入	3,276	37.8	積立金	287	78.7	・学校教育施設整備基金積立 222
市債	1,743	48.4	投資及び出資金	364	100.7	・病院会計出資 284
その他	320	5.5	貸付金	2,409	31.6	・土地開発公社貸付金 2,300
			繰出金	3,230	31.0	・国保繰出 1,294 ・介護繰出 835
計	40,206	4.8	計	38,660	5.6	

各区分の金額は、表示単位未満を四捨五入しているため合計と一致しない場合があります。

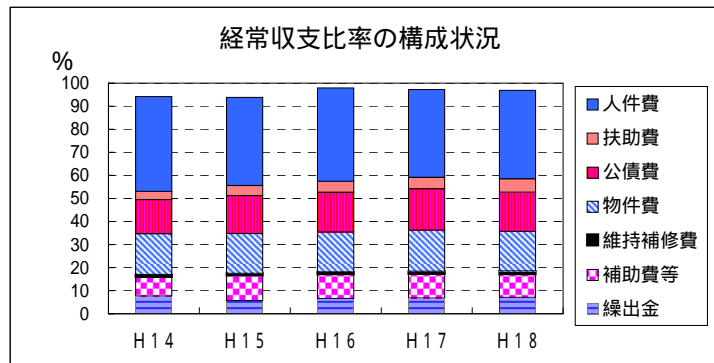
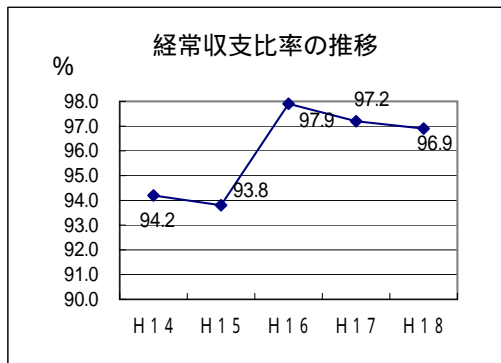
## 経常収支比率の状況

財政の健全性を示す経常収支比率は、96.9%で前年度と比べて0.3ポイント改善しました。

なお、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源に加算しなかった場合は、102.7%となります。

この要因としては、分子である経常経費充当一般財源において、公債費の減はあったものの、人件費、扶助費、繰出金等が増となったことで、前年度比4億75百万円の増となりましたが、分母となる経常一般財源等が、税収の増などによって5億70百万円の増となり、分子の増を上回ったことによるものです。

本市の経常収支比率は、市税収入の増等により、若干改善の兆しが見られますが、依然90%を超える高い比率で推移しており、危機的な状況が続いています。今後も義務的経費や少子・高齢化等に伴う財政需要の増加による上昇が見込まれ、財政構造の改善に引き続き取り組む必要があります。

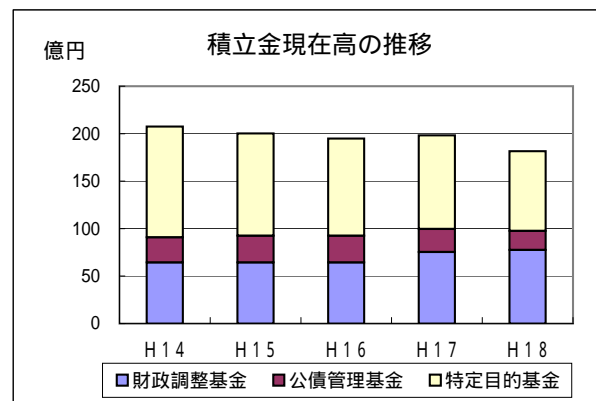
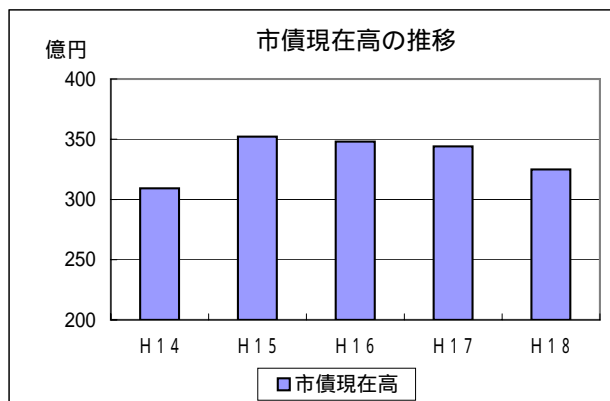


## 市債及び基金の状況

平成18年度末の市債残高は、324億86百万円で、前年度より19億17百万円(5.6%)減少しています。これは、市債発行額が公共用地先行取得事業債の皆減等により17億43百万円と前年度より16億35百万円(48.4%)の減少となり、公債費において36億60百万円の元金を償還したことによります。

一方、基金現在高は181億58百万円で、前年度より16億72百万円(8.4%)減少しています。これは、財源不足を補うために財政調整基金を3億92百万円取り崩したことや、都市計画道路整備等の財源として都市施設整備基金を8億66百万円取り崩したことなどによるものです。

市債と基金は、財源の年度間調整や世代間の負担調整などの役割を果たしています。本市においても新都心整備事業や学校教育施設の整備事業などで市債・基金の有効活用を図ってきましたが、市債はあくまでも市の「借金」であり、「貯金」である基金には限りがあることから、引き続き計画的に活用していく必要があります。



## 今後の見通し

平成18年度決算状況は、実質収支、経常収支比率等において前年度より改善しました。

しかしながら、平成19年度に実施された三位一体の改革による国からの税源移譲は、本市の税構造では移譲による増収が見込めず、国庫補助負担金の一般財源化も、不十分な結果となりました。また、臨時財政対策債は平成21年度まで制度延長されたものの、動向は不透明であり、歳入確保の見通しは厳しさを増しています。

歳出においても、少子高齢化に伴う市民サービスの増や、団塊世代の大量退職に伴う退職手当の増等、財政需要の拡大は避けられません。

この財政危機を突破するために、「集中改革プラン」に基づき、改革の処方箋の実効性を高めながら、行財政改革を推進していく必要があります。

## 経営再生プログラム & 集中改革プラン目標値進捗状況

### 経常収支比率の抑制

経営再生プログラム(H14～H18)

H15(2003)年2月策定

【目標】平成19年度当初予算 経常収支比率 105%程度に抑制

そのため、経常経費を毎年 307百万円削減×5年間(H15～H19)

集中改革プラン(H17～H22)

H18(2006)年3月策定

【目標】平成22年度当初予算 経常収支比率 106.9%程度に抑制

そのため、経常経費を毎年 360百万円削減×4年間(H19～H22)

概ね10年後に経常収支比率100%以下、収支均衡する財政構造実現をめざす。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
経常収支比率	H14年12月試算値	-	105.7%	111.1%	110.2%	113.7%	114.7%		
	経営再生プログラム目標値	-	103.0%	106.6%	104.0%	105.7%	105.0%		
	H17年12月試算値						114.5%	112.6%	113.5%
	集中改革プラン目標値						112.9%	109.4%	108.7%
	当初予算上程	99.5%	99.2%	101.0%	104.1%	103.4%	107.5%		
	当初予算議会修正後	-	-	-	104.1%	103.3%	107.4%		
	決算	94.2%	93.8%	97.9%	97.2%	96.9%			

### 基金残高の確保

経営再生プログラム  
(H14～H18)

【目標】平成19年度末 基金残高110億円以上確保

集中改革プラン  
(H17～H22)

【目標】平成22年度末 基金残高48億円以上確保

そのため、臨時事業経費を毎年 330百万円削減×4年間(H19～H22)  
(百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
基金残高	経営再生プログラム目標値	-	16,805	14,796	13,686	12,169	11,000		
	H17年12月試算値					15,079	10,792	7,365	3,646
	集中改革プラン目標値						11,482	9,105	6,796
	当初予算上程	18,328	17,983	18,192	17,290	14,993	13,603		
	当初予算議会修正後	-	-	-	17,290	15,153	13,609		
	当初予算議会修正+2月補正後	18,808	18,761	18,518	17,391	16,069	13,875		
	決算	20,754	20,032	19,486	19,830	18,158			
基金取り崩し額	経営再生プログラム目標値(上限)	-	2,995	2,009	1,110	1,517	1,169		
	H17年12月試算値						4,287	3,427	3,719
	集中改革プラン目標値(上限)						3,597	2,377	2,309
	当初予算上程	4,995	2,000	1,407	1,850	3,635	4,181		
	当初予算議会修正後	-	-	-	1,850	3,475	4,176		
	決算(取り崩し額)	4,167	1,573	970	1,456	2,559			
	決算(実際の基金減額)	-	▲722	▲546	344	▲1,672			

## 平成20年度当初予算編成に向けた行政評価について

### 1. 行政評価の改善の方向性

- (1) 第3期実施計画に基づき政策というより大きなくくりの中で「政策の方向性」(9象限)の検証を行い、政策レベルでの事業の見直しが進められるよう行政運営の視点を「施策」から「政策」中心とするため、事前(政策)評価を行う。
- (2) 平成20年度当初予算編成に向けては、基本的に既存事業の事業情報入力を廃止し、業務の軽減を図る。ただし、箕面市集中改革プラン、箕面市業務再構築計画及び前年度の事後(事業)評価結果などを踏まえ、PLAN(計画) - DO(実施) - CHECK(評価) - ACTION(改革)のPDCAマネジメントサイクルにより、各部局室において政策調整課を中心に自己評価し、事業・業務の改善を図る。
- (3) 新規事業については、真にやむを得ないもののみとする。要求にあたっては「政策の方向性」(9象限)を堅持するものとし、必ず既存事業の廃止・見直しを行う。
- (4) 特に「集中改革プランにおける検討項目」については、政策課題ヒアリングの進捗状況の確認及び行政評価・改革推進委員会の調査などにより、改革を推進する。

### 2. 行政評価の基本的な考え方

- (1) 経常経費  
将来的な経常収支比率上昇につながる新規事業は、基本的には認めない。  
どうしても新規(増額)事業の予算要求を行う場合は、既存事業の見直しが条件  
経常枠配分
- (2) 臨時経費  
不要不急の事業は、先送り。命にかかわる、安全対策を優先  
新規事業は、9象限によるメリハリ

### 3. 行政評価の方針

- (1) 歳出削減のための取り組み強化(事業の見直し・廃止)
  - 施設経費の圧縮
  - 役割を終えた事業の廃止
  - 補助金の見直し
  - 個人給付的な事業の見直し
  - 官民の役割分担の見直し
  - 企業会計等への繰り出しの削減
  - 外郭団体等の見直し
- (2) 市単独扶助費等の見直し
- (3) 新規事業の実施可否の検討
- (4) 事業経費の高い事業の見直し
- (5) 政策課題項目の進捗管理

## 【資料2 - 1】

### 4．行政評価の進め方

- ( 1 ) 平成 2 0 年度の概算予算要求額を把握し、9 象限の検証を行うため、新規、変更及び廃止（終了）事業について事業情報を入力。  
なお、新規・変更（増額）事業については、今回の事業情報を入力しない限り、平成 2 0 年度の当初予算要求は出来ないものとした。
- ( 2 ) 平成 2 0 年度に施設改修・修繕等を予定している事業は、「施設改修・修繕等チェックシート」により評価。
- ( 3 ) 情報システム整備関係については、開発計画書により評価。
- ( 4 ) N P O との協働事業については、企画提案型協働事業として評価。
- ( 5 ) 行政評価のヒアリングは、新規・変更（増額）事業について実施。  
集中改革プランにおける検討項目および政策課題項目についても、併せてヒアリングを実施。

### 5．行政評価の検討状況

#### ( 1 ) 行政評価結果

##### 【経常経費】

- 採 択：事業費をより一層精査し、経常枠の範囲内で行う。
- 不採択：事業実施は不可。（実施の場合は、経費を伴わない方法で検討。）
- 見直し：事業のあり方を見直し。経費圧縮
- 保 留：部局別経常枠配分には入れず、調整枠。別途協議

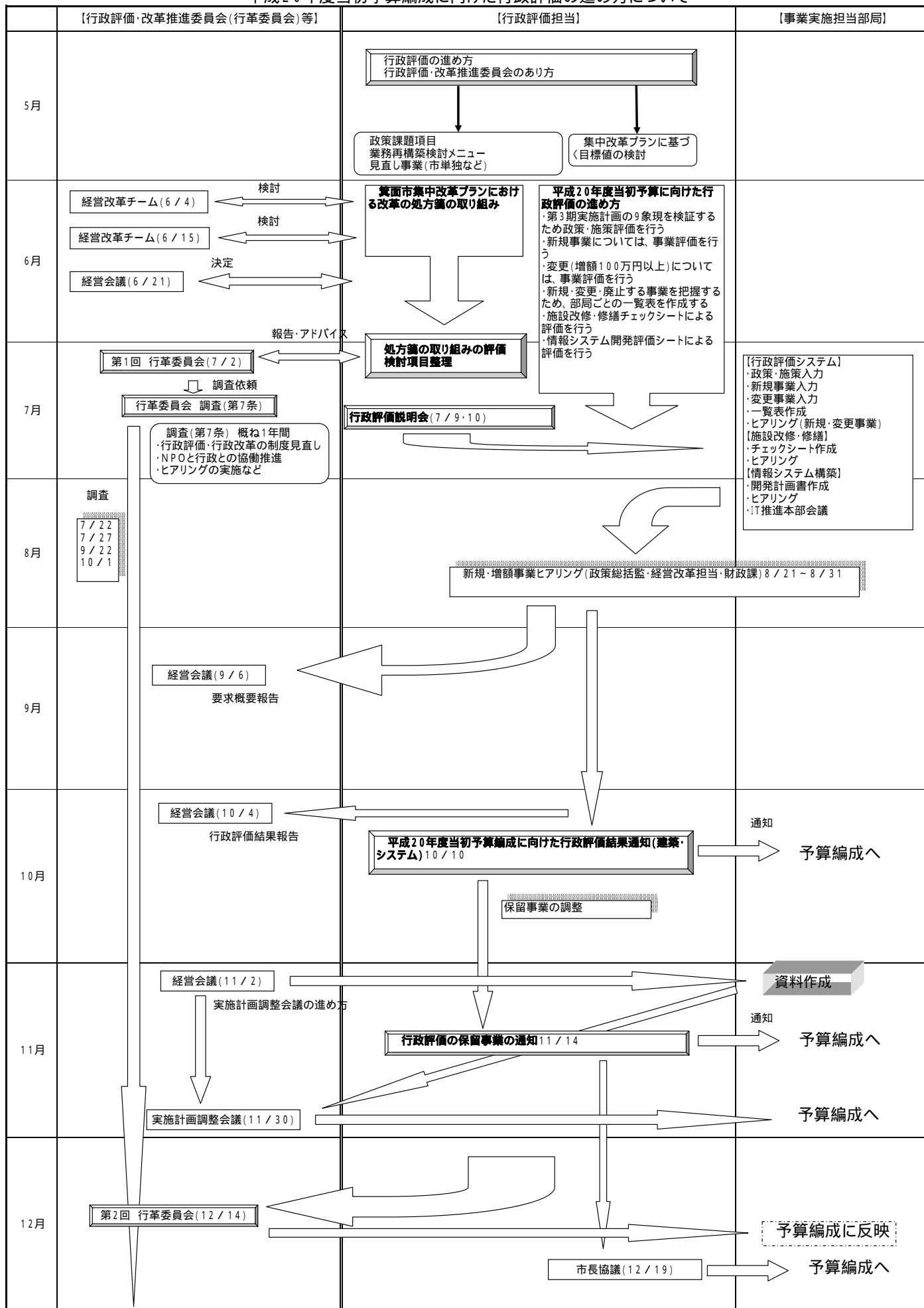
##### 【臨時経費】

- 採 択：事業費をより一層精査し、予算要求。
- 不採択：事業実施は不可。（実施の場合は、経費を伴わない方法で検討。）
- 見直し：事業のあり方を見直し。経費圧縮
- 保 留：市長協議に向け、別途協議

#### ( 2 ) 平成 2 0 年度当初予算へ向けた主な改革実施予定項目

- 保育所民営化（桜保育所）
- 広告事業の拡大（給与支払明細書等）
- 市税前納報奨金の完全廃止（H 1 9 から段階廃止）
- 職員互助会・職員厚生会補助の見直し
- 窓口課の窓口業務委託の拡大（H 1 9 年 1 2 月議会上程中）
- 学校給食調理業務委託の拡大（H 1 9 年 1 2 月議会上程中）
- 法人市民税率（法人税割）の見直し（H 1 9 年 1 2 月議会上程中） など

平成20年度当初予算編成に向けた行政評価の進め方について

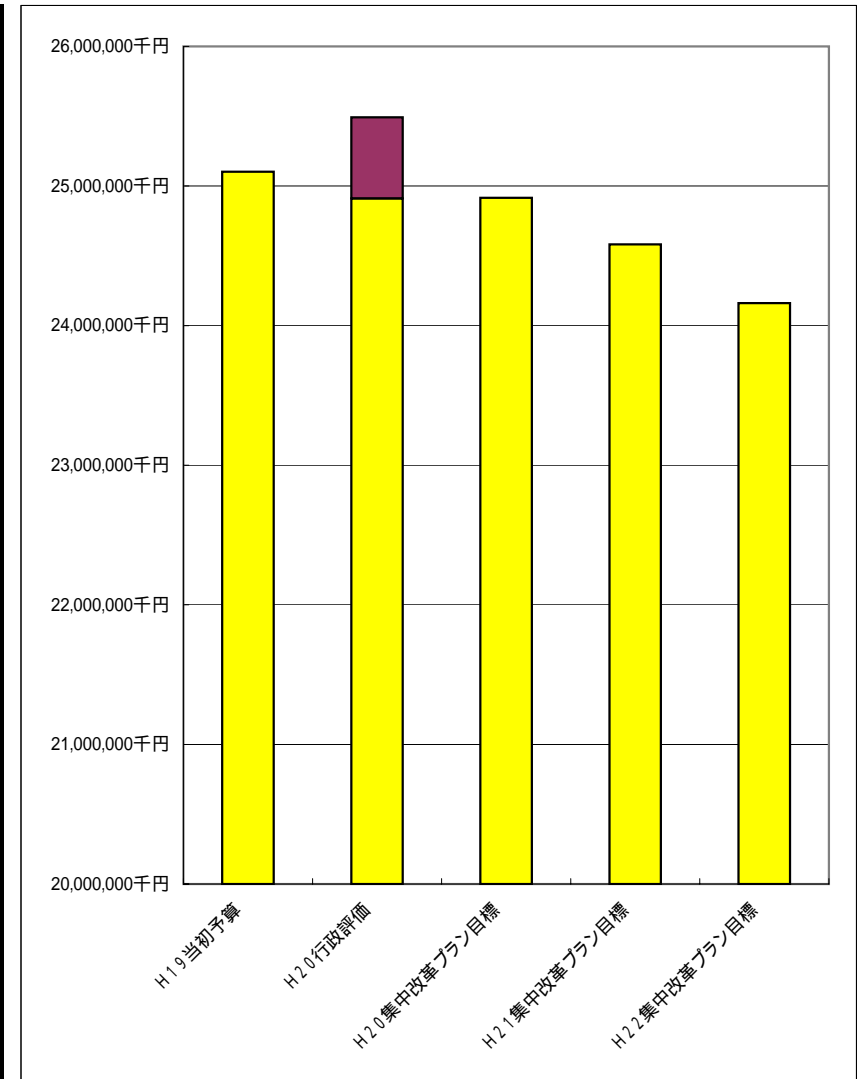


## 【資料2 - 2】

### 1. 経常経費(一般財源)と集中改革プランとの比較

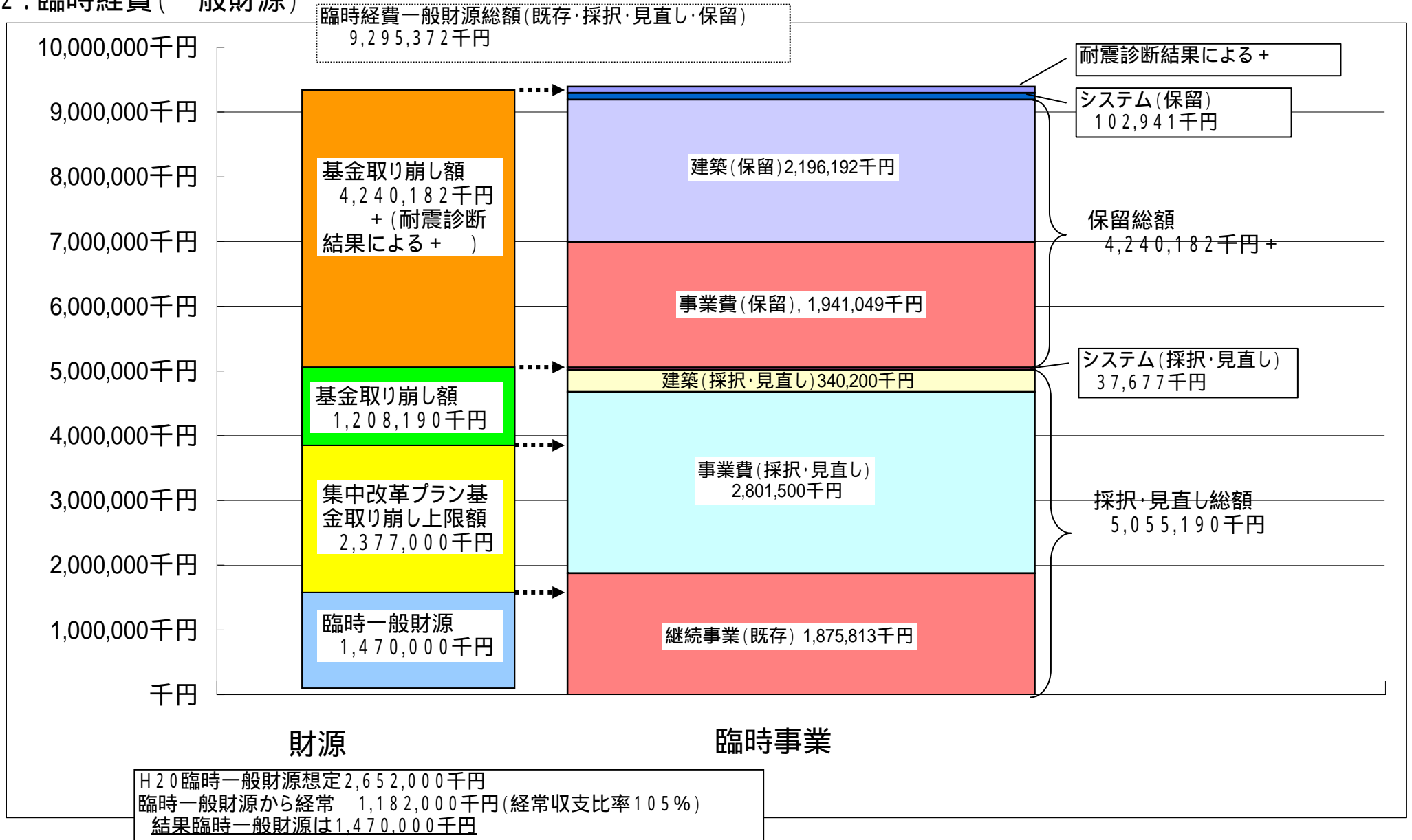
区分	H20行政評価	H20集中改革プラン目標	H21集中改革プラン目標	H22集中改革プラン目標
事業採択	8,706,374千円			
事業見直し	786,275千円			
既存事業(継続)	5,058,956千円			
人件費	10,024,376千円			
システム採択	300,990千円			
建築見直し	33,591千円			
<b>計</b>	<b>24,910,562千円</b>	<b>24,915,000千円</b>	<b>24,582,000千円</b>	<b>24,161,000千円</b>
経常一般財源 (臨財債含まない)	22,628,000千円	22,769,000千円	22,605,000千円	22,598,000千円
経常一般財源 (臨財債含む)	23,578,000千円	(23,719,000千円)	(23,555,000千円)	(23,548,000千円)
経常収支比率 (臨財債含まない)	110.1%	109.4%	108.7%	106.9%
経常収支比率 (臨財債含む)	105.7%	(105.1%)	(104.4%)	-
事業保留	573,983千円	} 事業費		
システム保留	7,269千円			
<b>保留計</b>	<b>581,252千円</b>			
不採択	19,362千円			

臨財債は、平成21年度までの予定



# 【資料2 - 2】

## 2. 臨時経費(一般財源)





## 平成20年度当初予算(一般会計)要求状況について

### 歳出要求総額

419億63百万円 (前年度比 + 35億53百万円・+ 9.3%)

### 財源不足状況

**財源不足額 41億98百万円**

経常経費 3億58百万円 (経常枠 247億60百万円)

臨時経費 38億40百万円 (臨時枠 14億70百万円)

基金充当可能額 23億77百万円(除く公債管理基金 21億27百万円)

- = **20億71百万円(削減必要額)**

**経常収支比率 106.5% (設定 105.0%) <H19:107.4%>**

\* 経常一般財源等 235億78百万円(H19: 233億68百万円 : + 2億10百万円)

\* 経常経費充当一般財源 251億18百万円( 251億14百万円 : + 4百万円)

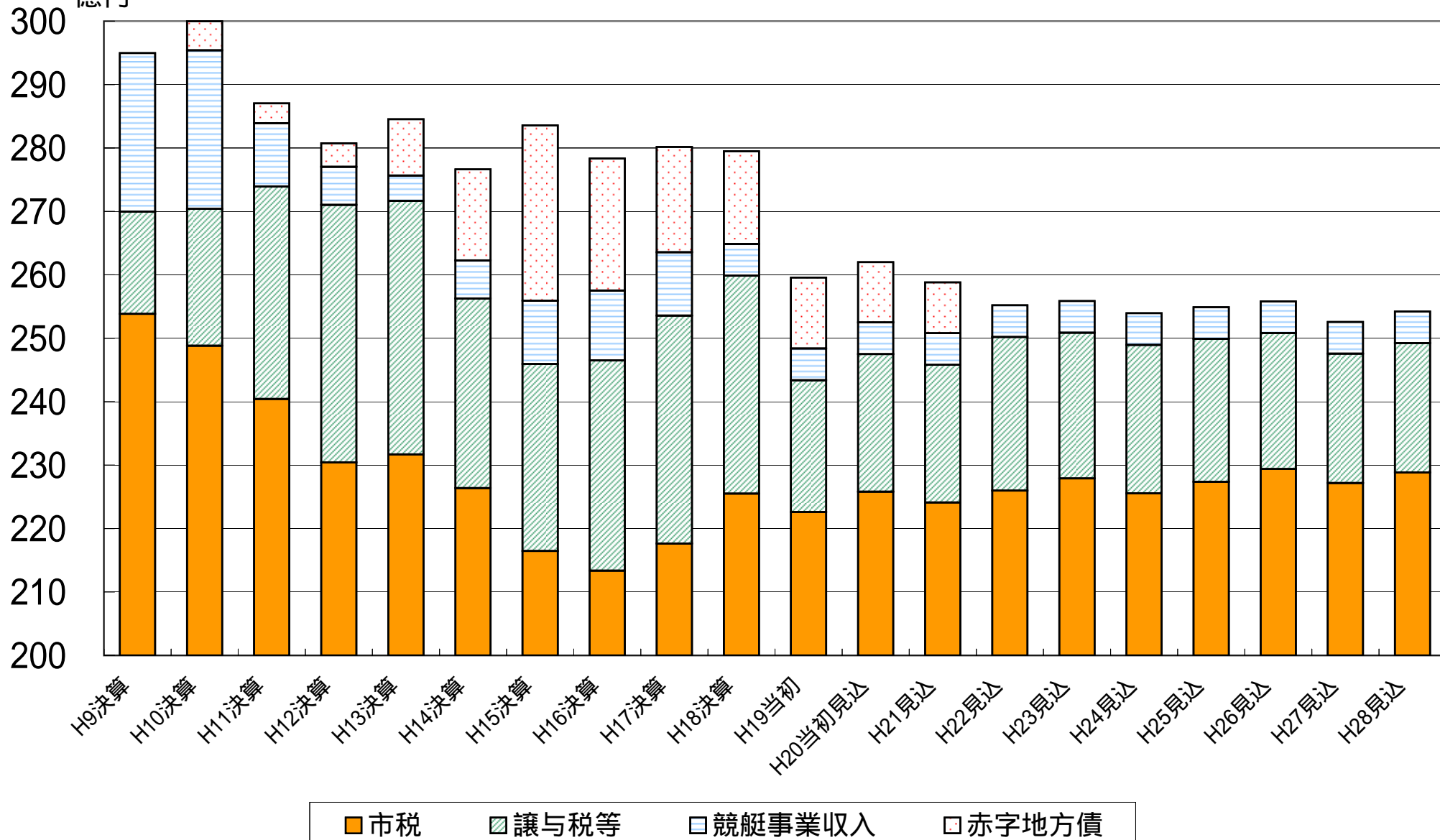
平成20年度当初予算編成に向けた行政評価 政策別(9象限別)検討状況

資源配分 維持 単位:千円			資源配分 維持抑制 単位:千円			資源配分 抑制 単位:千円						
政策	臨時事業	経常事業	政策	臨時事業	経常事業	政策	臨時事業	経常事業				
2 子どもや子育てへの支援	次世代育成支援行動計画(第2次)策定事業	4,374	成人祭開催事業	779	特別会計国民健康保険事業費繰出金(臨時)	186,082	保健事業(健康診査・健康手帳)	401,769	7 廃棄物とリサイクル			
	学童保育実施事業(臨時)	19,499	学童保育実施事業	183,704	医療保健センター等管理運営事業(臨時)	80,000	医療保健センター等管理運営事業	70,000	し尿収集処理事業(臨時)	315	生ごみ堆肥化推進事業	2,310
	保育所管理事業(臨時)	31,294			保健システム管理運営事業(臨時)	3,504	母子保健事業	58,538	環境クリーンセンター改修等事業	342,642		
	20 公共交通機関の整備				3 高齢福祉の充実				15 豊かな自然環境の保全			
	交通施設整備基金積立事業	200,040			6 身近な緑と遊びの空間				25 コミュニティの維持・再編			
	北大阪急行線延伸構想推進事業	18,573	自転車駐車場管理事業	41,886	公園施設補修事業	101,189			地域福祉活動推進事業	5,122		
	鉄道駅バリアフリー化設備整備事業	35,000			21 道路の整備				26 市民参加の充実			
	市内公共交通整備事業	7,765			道路維持補修事業	239,043			(仮称)NPO支援基金事業	1	協働フロンティア事業	87
					都計道路桜井石橋線道路改良事業	49,233						
					市道箕面土地4号線コミュニティ道路整備事業	74,336						
				市道郷之久保川西線道路整備事業	30,300							
8 防災と危機管理	公共施設AED設置事業	4,665			4 障害福祉の充実				5 住環境と住宅			
	住宅・建築物耐震改修促進事業	6,675			9 消防・救急体制の充実				箕面市住宅マスタープラン策定事業	5,958		
					常備消防車両購入更新事業	127,348	救急活動事業	11,300	指定道路図・指定道路調査整備事業	22,490		
					消防庁舎補修事業	6,509			13 生涯学習の推進			
					10 交通安全の確保				市民文化ホール設備改修事業	32,396	(仮称)市民大学運営事業	841
					自転車道ネットワーク化事業	2,377			総合運動場施設改修事業	16,535	スポーツ情報提供システム運営事業	7,373
					交通安全施設整備事業(臨時)	33,134			中央生涯学習センター管理事業(臨時)	5,194		
					11 人権文化の振興				17 雇用創出と勤労者福祉			
					多文化共生社会推進事業	21,757			23 美しい景観形成			
					男女協働参画ルーム改修事業	2,310						
				12 学校教育の充実								
				箕面小学校整備事業	8,740							
				体育施設整備事業(小学校)	33,249							
				エレベーター設備事業(中学校)	4,500							
				教育用コンピュータ整備事業(中学校)	80,486							
				施設耐震補強事業(小学校)	106,757							
				施設耐震補強事業(中学校)	1,409							
				教育専門職員配置事業	9,029							
				学校施設開放システム導入事業	1,717							
				第一中学校改築事業	1,595,439							
				18 産業の活性化								
				19 計画的な土地利用								
				止々呂美小中学校跡施設利活用検討事業	3,804							
				箕面駅周辺整備事業	7,791							
				14 地球環境の保全								
				環境政策推進事業(臨時)	13,011				16 健全な消費生活			
									22 上・下水道、河川(ため池)の整備と運営			
									ため池親水施設管理事業(臨時)	11,749		
									24 情報の活用			

保留事業の内、実施計画調整会議及び市長協議で調整を行う事業のみを記載

# 主な一般財源の推移

億円



## 【資料4】

### 企画提案型協働事業概要（案）

#### 1 名称 **協働フロンティア事業**

#### 2 目的

さまざまな社会的課題に対して、これまでも市民活動団体と市の双方で解決をめざしてきたが、それでも解決できなかった領域に、互いの力を合わせて、新たな発想と手法による取り組みが今求められている。そこで市民活動団体と市各々がかけがえのないテーマのもと、市民活動団体の創造的な企画提案により、市民活動団体と市が協働で事業を実施する。これにより、真に豊かで住みやすい地域社会を実現させる足がかりとする。

#### 3 対象事業

市民活動団体と市がそれぞれ単独で事業を実施するよりも、協働で事業を実施する方が相乗効果を生み出すことができ、市民に効果が還元できる事業

#### 4 テーマ設定

行政設定テーマ（市が意見交換会等の意見を参考にして決める。）  
フリー（市民活動団体等から幅広く提案を求める。）

#### 5 事業実施時期

事業が採択された翌年度から事業を実施する。 スケジュールは別紙のとおり

#### 6 この事業のための市の予算額

事業採択後、翌年度の事業実施に向けて必要な額を予算化していく。  
（当該年度の枠取りはしない。ただし、事業採択に必要な事務的経費（報償費等）は予算化を図る。）

#### 7 対象団体

箕面市内に拠点をもつ市民活動団体で、上記事業を実施できる団体を対象とする。

#### 8 事業選定方法

NPO補助金同様、公開プレゼンテーション審査、事業報告会を実施する。  
非営利公益市民活動促進委員会の委員と行政職員により構成する協働事業選定会議のメンバーが検討し、合議により会議結果を市長に報告後、市長がその意見を基に協働事業を決定する。

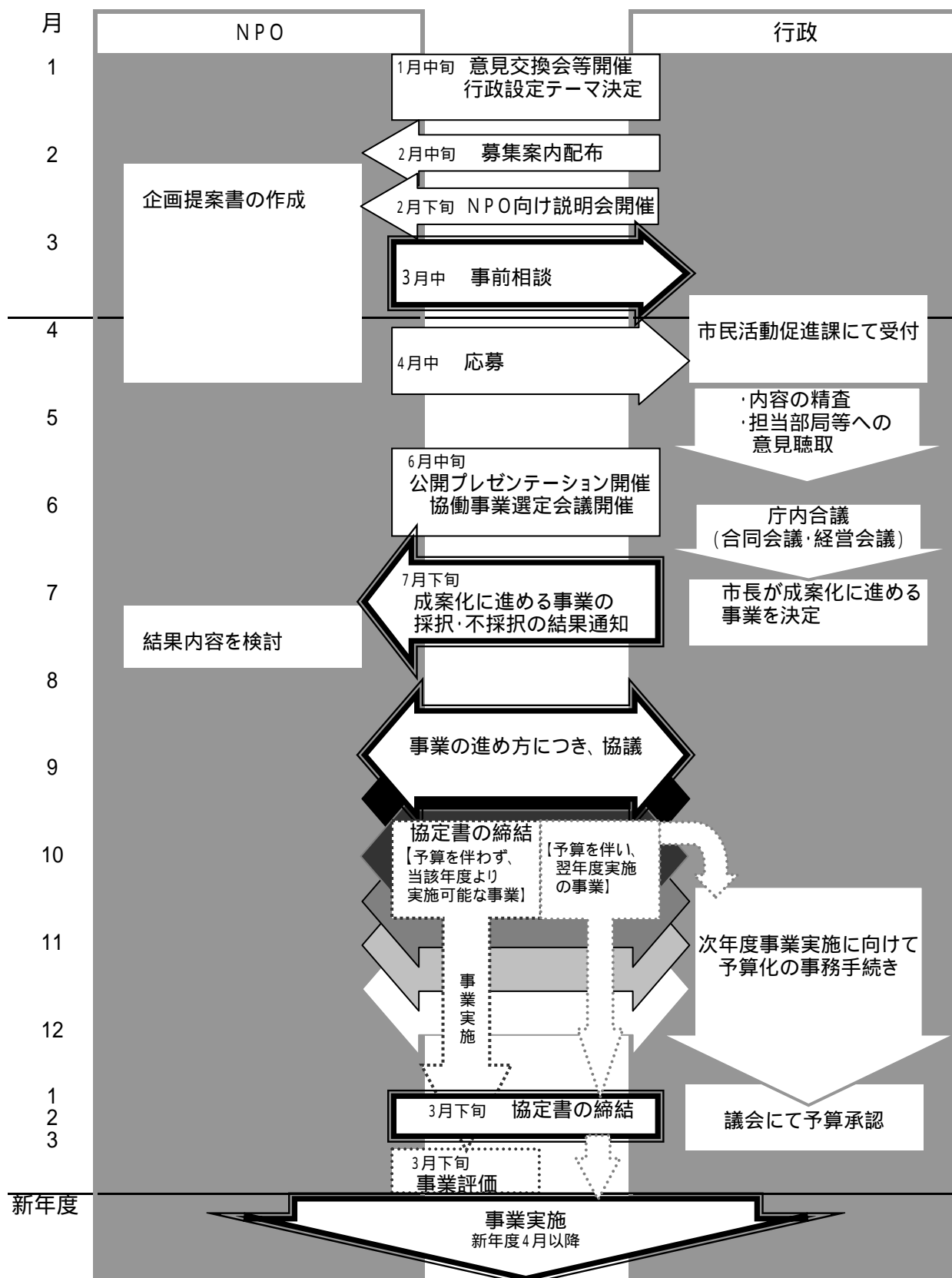
## 9 審査基準

- 公益性（事業の実施によって社会的な公益向上が見込めるか）
- 先駆性（これまで取り組まれていなかった課題への取り組みやアプローチであるか）
- 発展普及性（事業の実施により多くの人への広がりが見られるか）
- 実現性（実行可能な方法、スケジュール、予算で事業計画が立案されているか）
- 整合性（市の計画等の内容に沿った提案であるか）
- 協働効果性（協働により相乗効果を生み出せるか、市民活動団体と行政各々の役割分担など協働の視点が盛り込まれているか）

## 10 事業実施

- 事業の採択・不採択については、速やかに各団体に通知する。
- 事業が採択された団体について、事業を実施する場合は速やかにNPO条例の登録を行う。
- 事業を円滑に実施するため、実施団体と担当課で協議の上、協定書を締結する。実施団体と担当課が協働で事業を実施するが、中間支援組織である「市民活動フォーラムみのお」、市民活動促進課、NPOパートナーシップ推進員が橋渡し役となり、事業が円滑に行われるよう配慮する。
- 事業実施完了後に事業評価を行う。これにより翌年度の事業継続、実施方法について再度見直しを行うこととする。

## 協働フロンティア事業 スケジュール(案)



1 事業実施主体	NPOと行政
2 制度目的	NPOと行政がそれぞれ単独では解決できなかった社会的・行政的課題に、NPOの提案をもとに協働して取り組む。
3 対象とする事業	単独で実施するよりも協働で実施する方が相乗効果を生み出すことができ、市民に効果が還元できる事業。